

# 改葬手続きについて

「改葬」とは、一度埋葬したご遺骨を他のお墓(納骨堂を含む。)に移すことです。

遺骨をほかの墓地・納骨堂に改葬するには、現在遺骨が埋葬されている市町村に改葬許可申請を行い、改葬許可を受けなければなりません。

この「改葬許可書」は、改葬先の寺院・霊園等において必要となります。

## (1) 来庁の際の持ち物

1. 改葬許可申請書（必要事項を記入したもの）
2. 申請者の印（認印で可。ただし、スタンプ印は不可）
3. 申請者の本人確認書類【免許証、個人番号カード、保険証など】
4. 改葬先の墓地管理者の受入証明 ※詳細については下記（4）をご参照下さい。

## (2) 改葬許可申請書について

「改葬許可申請書」は、遺骨一柱につき一枚の提出が必要です。

複数の改葬を希望する場合は、別紙の「改葬者名簿」にもご記入が必要です。

「改葬許可申請書」は、太枠内を全てご記入いただきます。

「改葬許可申請書」の「埋葬または火葬の場所」欄は、現在埋葬されている墓所の住所と名称（寺院名）をご記入ください。

「改葬許可申請書」の「改葬の場所」欄は、改葬先墓所の住所と名称（寺院名）をご記入ください。

## (3) 埋葬元の墓地管理者の収蔵証明について

現在、遺骨を埋葬している埋葬元のお寺や墓地管理者（共葬墓地管理者等）から、遺骨を収蔵している旨の証明が必要です。

申請書中の「墓地等の管理者」の証明欄に、日付・住所・名称（寺院名・霊園名）及び代表者氏名を記入してもらい、押印してもらってください。

## (4) 改葬先の墓地管理者の受入証明について

改葬するにあたり、改葬先（新しいお墓）のお寺や墓地管理者（霊園等）が、遺骨の受け入れを承諾している旨の証明が必要です。申請時に以下のものをご提示ください。

◇改葬先（新しいお墓）のお寺や墓地管理者（霊園等）が発行する証明で、下記①～③のいずれか1つを提出。（コピー可）

- ①受入証明書（受け入れる全ての遺骨の氏名が明記されていること）
- ②墓地の使用許可証
- ③墓地の権利証

## (5) 墓地使用者以外の方が申請する場合

改葬許可の申請者が、現在遺骨を埋葬している埋葬元のお墓の「墓地使用者」（＝お墓の使用権利を持っている方）でない場合は、「墓地使用者」が改葬を認める旨の同意が必要です。

申請書中の「※墓地使用者」の欄に、「墓地使用者」の方の署名・押印をもらってください。

## (6) 改葬申請を郵送で行う場合

以下のものを同封のうえ、下記の提出先まで郵送してください。

1. 改葬許可申請書（必要事項を記入したもの）
2. 返送用封筒（返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの）
3. 申請者の本人確認書類のコピー【免許証、個人番号カード、保険証など】
4. 改葬先の墓地管理者の受入証明書 ※詳細については上記（4）をご参照下さい。

【注意】 郵送での申請の場合、申請書の記入内容等に不備があった場合には、返送させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。また、電話で内容を確認させていただく場合もありますので、昼間連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。

《改葬申請書の提出先・問い合わせ先》

〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字烏屋120番地  
丸森町役場 町民税務課 住民班 宛て  
電話 0224-72-2112（直通）

## ◇改葬の流れ（一般的な手順）

### 新墓地の購入

気に入った墓所（新墓地）を購入します。

### 受入証明書の発行

新墓地の管理者から「受入証明書」を発行してもらいます。  
※永代使用承諾証【＝霊園使用許可証】でも代用可能。

### 改葬許可申請書の入手・記入

旧墓地所在地の役所で「改葬許可申請書」（遺骨1柱につき1枚）をもらい、必要事項を記入します。

### 改葬許可申請書への署名・印（埋葬証明書の発行）

旧墓地所在地の役所に「改葬許可申請書」（旧墓地管理者から署名・印をいただいた改葬許可申請書【遺骨1柱につき1枚】）を提出し、「改葬許可証」を発行してもらいます。  
※受け入れ先墓所（永代使用承諾証【＝霊園使用許可証】）等を確認させていただくことがあります。

### 供養・抜魂式

旧墓地所在地の役所で発行した「改葬許可書」と「改葬許可申請書の写し」を、旧墓地の管理者へ提示し、（供養・抜魂式を執り行い）遺骨を取り出します。

### 新墓地へ

遺骨と「改葬許可書」・「受入証明（永代使用承諾証）」を新墓地管理者に提出し、新墓地で供養・入魂式を執り行った後、納骨します。